

麴町支部会員各位

東税麴第 28-74 号
平成 29 年 3 月 15 日
東京税理士会麴町支部 情報システム委員会
支 部 長 横山 博行
担当副支部長 近藤 正邦
情報システム委員長 松田 知範

電子申告 おたすけ隊からの

お知らせ



～第四世代電子証明書への移行が円滑に進むようにご準備をお願いいたします～

現在利用している第三世代電子証明書（オレンジ色の IC カード）の有効期限は、平成 29 年 7 月 31 日です。有効期限を過ぎた電子証明書は利用できませんので、それまでに第四世代電子証明書（黒色の IC カード）に更新する必要があります。

更新手続きの全体像をご理解いただいた上で、第四世代電子証明書への移行が円滑に進むようご準備をお願いいたします。

【1】第四世代電子証明書の利用申込書が届くまで（～平成 29 年 4 月上旬）

◆税理士名簿に登録されている自宅住所の確認

税理士名簿に登録されている自宅住所（利用申込書にプレプリントされます）と住民票の住所の表記が一致していない場合、電子証明書を発行することができません。転居などにより表記が異なる場合には、第四世代電子証明書の利用申込に先立って、税理士名簿の変更登録を行って下さい。

◆対応 IC カードリーダーライタの確認

第四世代電子証明書に対応した IC カードリーダーライタ（日本税理士会連合会で動作確認済みのもの）の一覧が日本税理士会連合会のホームページに掲載されています。

※ IC カードリーダーライタの購入を希望される方は、同ページ内に購入申込書が掲載されています。

【2】第四世代電子証明書の利用申込書の発送（平成 29 年 4 月上旬）

◆利用申込書の発送

日本税理士会連合会より各会員事務所宛に第四世代電子証明書の利用申込書が発送されます。

※新規登録者の方につきましては、登録後、随時発送されます。

〈裏面に続く〉

【3】第四世代電子証明書の利用申込（平成29年4月上旬～5月下旬頃までに！）

◆電子証明書の申し込み

同封された資料に従って利用申込書を記入し、印鑑登録されている実印を押印した上で、必要な添付書類を添え、同封された返信用封筒で日本税理士会連合会宛に郵送します。

◆電子証明書の発行に要する期間

電子証明書の発行・発送には3週間程度の期間を要します。申込が集中した場合には、発行までに要する期間が延びることも予想されますので、早めに手続きをされることをお勧めいたします。

◆必要な添付書類

発行日から3ヶ月以内の下記公的証明書が必要になります。

①印鑑登録証明書、②住民票・住民票記載事項証明書・広域交付住民票のうちいずれか1つ

※住民票には個人番号（マイナンバー）や本籍の記載は不要です。

※次の場合には、必要な添付書類が追加されます。

●旧姓を使用している場合

③戸籍謄本・戸籍抄本・戸籍全部事項証明書・個人事項証明書のうちいずれか1つ

●へボン式、訓令式以外のローマ字訂正を伴う場合

④ローマ字表記申請書（日本税理士会連合会のホームページからダウンロード）

※これらの公的証明書は、利用申込書が日本税理士会連合会に到着した日前3ヶ月以内に発行されたものが有効とされますので、申込のタイミングを見計った上で、事前に取得しておくことも可能です。

◆電子証明書の2枚同時発行を希望される場合

同封された「払込取扱票」にて発行手数料を郵便局などでお支払いいただき、「払込金受領書」のコピーを同封します。

※2枚同時発行の場合の発行手数料は2,200円です。なお、1枚発行の場合は無料です。

【4】第四世代電子証明書の発送（利用申込から3週間程度）

◆電子証明書の発送

電子証明書は、日本税理士会連合会から各会員事務所宛に「本人限定受取郵便」で発送されます。

※電子証明書の発行状況は、日本税理士会連合会のホームページに随時掲載予定です。

◆電子証明書の受取り

まず、各会員事務所所轄の郵便局（いわゆる本局）より通知書が届きます。郵便局の保管期間内（概ね10日間）に会員ご本人が下記のものを持参して、郵便局の窓口を受取りに行きます。

①通知書、②税理士証票、③本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）、④印鑑

※必ず会員ご本人が受取りに行く必要があります。

【5】第四世代電子証明書の受領書の提出（電子証明書の発送から30日以内に！）

◆「第四世代税理士用電子証明書管理ツール」のインストール

日本税理士会連合会のホームページで「第四世代税理士用電子証明書管理ツール」をダウンロードし、パソコンにインストールします。

※インターネットに接続されたパソコンや第四世代電子証明書に対応したICカードリーダーライターが必要になります。

◆受領書の提出

電子証明書に同封される「受領書送信マニュアル」に従って、受領書をオンラインで提出します。

※「受領書送信マニュアル」には、「第四世代税理士用電子証明書管理ツール」のダウンロード・インストール方法についても説明があります。

※支部事務局にも、受領書の提出ができる環境をご用意する予定です。

【6】e-TAX・eLTXにおける電子証明書の更新・差替え（～7月下旬まで）

◆e-TAX（国税電子申告・納税システム）における電子証明書の更新

◆eLTX（地方税ポータルシステム）における電子証明書の差替え

e-TAXソフト・PCdeskや各ベンダ提供の税務ソフトを利用して、電子証明書の更新・差替え作業を行います。

※e-TAXソフトやPCdeskを利用した電子証明書の更新・差替え作業については、マニュアルが日本税理士会連合会のホームページに掲載されています。

第四世代電子証明書の発行に関する情報については、随時、日本税理士会連合会や東京税理士会の会報・ホームページなどに掲載される予定ですので、そちらも併せてご覧下さい！